

自己資本の充実の状況

1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円・%)

項目	2019年3月末	2020年3月末
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	285,110	290,289
うち、出資金及び資本剰余金の額	29,066	29,019
うち、利益剰余金の額	258,121	263,345
うち、外部流出予定額(△)	2,077	2,075
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,607	10,919
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,607	10,919
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	923	726
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	295,640	301,936
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	876	1,009
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	876	1,009
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	964	990
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,840	1,999
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	293,800	299,936

項目	2019年3月末	2020年3月末
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	3,105,502	3,251,832
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△33,499	△29,925
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△37,605	△33,961
うち、上記以外に該当するものの額	4,105	4,036
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	122,193	122,622
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	3,227,695	3,374,454
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.10	8.88

(注) 本表は、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、同告示「別紙様式第1号」により開示しております。

### 自己資本の充実の状況

#### 【コア資本】

自己資本比率告示では、普通株式(普通出資)・内部留保等の項目を、規制の対象となる「コア資本」として取扱い、自己資本の質の向上を促しています。

#### 【コア資本に係る基礎項目】

自己資本比率告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、一般貸倒引当金等があげられます。

#### 【外部流出予定額】

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当で会員の皆様へ還元することが予定されているものです。

#### 【一般貸倒引当金コア資本算入額】

一般貸倒引当金は、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められております。(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)

#### 【土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額】

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

なお、以前はこの「差額」の45%を自己資本に加算することが認められていましたが、自己資本比率告示の改正(平成25年3月8日改正、平成26年3月31日より適用)により、2014年3月末からは自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられ、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)できます。

#### 【コア資本に係る調整項目】

平成26年3月31日から適用された自己資本比率告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

#### 【のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額】

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェア、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

#### 【前払年金費用の額】とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

#### 【自己資本の額】

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

## 2. 定性的開示事項・定量的開示事項

### (1) 自己資本調達手段の概要

2019年3月末及び2020年3月末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

- ①発行主体：中央労働金庫
- ②資本調達手段の種類：普通出資
- ③コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2019年3月末 29,066百万円  
2020年3月末 29,019百万円

### (2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2019年3月末		2020年3月末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A) = (B) + (C)	3,105,502	124,220	3,251,832	130,073
資産(オン・バランス)項目 (B)	3,104,305	124,172	3,250,824	130,032
日本国政府・関係機関等向け	12,718	508	13,288	531
外国の政府・関係機関等向け	505	20	501	20
金融機関向け	447,450	17,898	436,399	17,455
法人等向け	38,371	1,534	48,385	1,935
中小企業等向け及び個人向け	1,801,730	72,069	1,949,954	77,998
抵当権付住宅ローン	641,615	25,664	639,853	25,594
不動産取得等事業向け	1,675	67	1,567	62
延滞債権	2,966	118	2,866	114
出資金・株式	43,488	1,739	49,284	1,971
その他	147,283	5,891	138,649	5,545
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4,105	164	4,036	161
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△37,605	△1,504	△33,961	△1,358
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注3)	79	3	74	2
オフ・バランス取引等項目 (C)	1,117	44	933	37
オペレーショナル・リスク(注4) (D)	122,193	4,887	122,622	4,904
リスク・アセット、所要自己資本の総額 (A)+(D)	3,227,695	129,107	3,374,454	134,978

(注1) リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

(注2) 所要自己資本=リスク・アセット×4%

(注3) [CVAリスク]とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。

(注4) オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2020年3月末の当金庫の自己資本比率は8.88%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。当金庫は、自己資本の充実を図るため、自己資本比率の管理を行っているほか、当金庫が業務を行う上で被る可能性がある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本の充実度を評価しています。自己資本の充実度を評価する方法として、自己資本比率の当金庫としての目標水準及び年度計画に対する達成状況、自己資本額の前年対比増減及び「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」などの管理対象リスクに設定したリスク限度額に、それらのリスク量が収まっていることなどを定期的にモニタリングすることにより、自己資本の質と量の両面からその充実度について評価を行っています。加えて、一定の金利ショックや株価・為替の急変が起こった場合の影響額を試算するストレステスト等も実施し、VaRなどのリスク量では補足できないストレス時における自己資本の十分性を確認しています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、単年度の事業計画を策定しており、計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合計										延滞エクスポージャー(注3)			
		2019年3月末		2020年3月末		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等(注2)		2019年3月末	2020年3月末
		2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末		
国内		7,393,417	7,601,873	4,479,510	4,686,703	562,102	618,582	265	248	2,351,538	2,296,338	2,467	2,279		
国外		25,348	27,014	-	-	19,387	19,311	-	-	5,960	7,703	-	-		
合計		7,418,765	7,628,887	4,479,510	4,686,703	581,490	637,893	265	248	2,357,498	2,304,042	2,467	2,279		

業種別

(単位：百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	合計										延滞エクスポージャー(注3)			
		2019年3月末		2020年3月末		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等(注2)		2019年3月末	2020年3月末
		2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末		
製造業		46,204	67,221	-	-	38,978	59,688	-	-	7,226	7,533	-	-		
農業、林業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
漁業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
鉱業、採石業、砂利採取業		1,102	1,102	-	-	1,100	1,100	-	-	2	2	-	-		
建設業		1,831	2,311	-	-	1,801	2,200	-	-	30	110	-	-		
電気・ガス・熱供給・水道業		502	848	-	-	499	402	-	-	2	445	-	-		
情報通信業		10,516	15,204	-	-	5,504	7,624	-	-	5,012	7,579	-	-		
運輸業、郵便業		15,031	18,907	-	-	14,100	17,837	-	-	931	1,070	-	-		
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		10,404	13,856	160	93	8,952	12,552	-	-	1,291	1,210	-	-		
金融業、保険業		2,390,468	2,355,942	42,711	55,634	108,738	117,131	265	248	2,238,752	2,182,927	-	-		
不動産業、物品賃貸業		36,196	43,324	2,992	2,513	14,007	20,414	-	-	19,196	20,396	-	-		
医療、福祉		11	4	11	4	-	-	-	-	0	-	-	-		
サービス業		2,273	2,118	1,527	1,357	500	500	-	-	246	261	-	-		
国・地方公共団体		402,911	413,961	15,001	14,865	387,307	398,442	-	-	602	653	-	-		
個人		4,419,812	4,613,374	4,415,789	4,611,213	-	-	-	-	4,023	2,160	2,467	2,279		
その他		81,497	80,710	1,315	1,021	-	-	-	-	80,181	79,688	-	-		
合計		7,418,765	7,628,887	4,479,510	4,686,703	581,490	637,893	265	248	2,357,498	2,304,042	2,467	2,279		

残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等(注2)	
	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末
	期間の定めのないもの	626,860	670,333	321,337	334,956	-	-	-	-	305,522
1年以下	875,517	905,896	90,064	92,840	35,290	25,004	-	-	750,163	788,050
1年超3年以下	942,129	837,497	45,314	42,331	60,867	48,282	-	-	835,947	746,882
3年超5年以下	519,102	523,255	82,110	80,740	90,771	128,351	-	-	346,220	314,163
5年超7年以下	230,002	209,955	96,184	97,483	75,102	24,872	-	-	58,715	87,600
7年超10年以下	391,585	364,488	200,809	199,528	129,883	132,970	92	90	60,800	31,900
10年超	3,833,566	4,117,460	3,643,690	3,838,822	189,573	278,411	173	158	129	68
合計	7,418,765	7,628,887	4,479,510	4,686,703	581,490	637,893	265	248	2,357,498	2,304,042

(注1) エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

(注2) エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、債券以外の有価証券、固定資産など、「貸出金等取引」、「債券」、「店頭デリバティブ取引」以外のエクスポージャーを記載しております。

(注3) エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

(注4) CVAリスク相当額は含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	繰入額	取崩額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2018年度	8,675	9,607	-	8,675	9,607
	2019年度	9,607	10,919	-	9,607	10,919
個別貸倒引当金	2018年度	1,310	1,060	4	1,306	1,060
	2019年度	1,060	831	55	1,004	831
合計	2018年度	9,986	10,667	4	9,981	10,667
	2019年度	10,667	11,751	55	10,611	11,751

「一般貸倒引当金」とは

貸出金やそれに準じた債権に将来発生すると見込まれる回収不能による損失等に備え、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは、

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		繰入額		取崩額				期末残高			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	目的使用		その他		2018年度	2019年度		
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	657	507	507	409	-	-	657	507	507	409	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	24	23	23	23	0	-	23	23	23	23	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	353	289	289	229	1	42	352	247	289	229	1	33
その他	274	240	240	169	2	12	272	227	240	169	-	-
合計	1,310	1,060	1,060	831	4	55	1,306	1,004	1,060	831	1	33

(注) 当金庫は国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。



自己資本の充実の状況

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年3月末			2020年3月末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	7,682	564,588	572,271	7,507	604,744	612,251
10%	—	127,181	127,181	—	126,275	126,275
20%	2,081,894	199,642	2,281,536	1,942,225	302,003	2,244,229
35%	—	1,833,253	1,833,253	—	1,828,212	1,828,212
50%	43,570	191	43,761	57,812	134	57,947
75%	—	2,402,350	2,402,350	—	2,599,974	2,599,974
100%	3,418	144,994	148,413	3,417	147,493	150,911
150%	—	1,373	1,373	—	1,453	1,453
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	8,623	8,623	—	7,634	7,634
合計	2,136,565	5,282,200	7,418,765	2,010,962	5,617,925	7,628,887

(注1) 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

(注2) エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

(注3) コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクは含まれておりません。

●信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクについては貸出等を行うことにより生じる与信信用リスクと債券を保有することなどの市場取引に伴い発生する市場信用リスクに区分し管理しています。

与信信用リスクについては、「与信基本規程」において与信方針を定め全役員に周知するとともに、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的の実施することにより、与信信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

また、個別案件審査は営業推進部門から分離された審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能確保しています。

与信信用リスクの評価については、資産査定実施部署において貸出金等の自己査定を定期的の実施することにより行っています。また、VaR等の手法により与信信用リスクの計量化を実施しており、与信信用リスク量を定期的に計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」等に基づき、次のとおり計上しています。

●正常先及び要注先に対する債権

債務者区分ごとに算出された過去の貸倒実績率に基づき将来発生が見込まれる予想損失率を求め、正常先及び要注先の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、一般貸倒引当金として計上しています。

●破綻懸念先に対する債権

個別債権ごとに自己査定においてⅢ分類とされた額のうち、損失の発生が見込まれる部分について予想損失額として個別貸倒引当金を計上しています。

●実質破綻先及び破綻先に対する債権

個別債権ごとに自己査定においてⅢ分類及びⅣ分類とされた額の全額を予想損失額として、個別貸倒引当金を計上するか貸倒償却しています。

また、市場信用リスクは、格付機関の格付けに基づき算出した期待損失額に対し限度額を設定するとともに、「資産査定規程」等に基づく有価証券査定を厳密に行い、必要な償却・引当を実施して資産の健全化を図っています。

信用リスクの管理状況及び今後の対応については、定期的リスク管理委員会などで協議しています。また、経営会議及び理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社です。

なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末
資産(オン・バランス)項目	5,346	5,267	12,733	16,982
日本国政府・関係機関等向け	—	—	12,733	16,982
外国の政府・関係機関等向け	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—
法人等向け	627	606	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4,719	4,661	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権	—	—	—	—
出資金・株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目	216,194	230,957	—	—

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、適格金融資産担保及び保証を信用リスク削減手法として用いています。

適格金融資産担保は、当金庫の定期預金担保や債券貸借取引受入担保金を用いており債権保全上の措置を講じております。

保証は、政府保証債及び我が国の地方公共団体の保証を用いています。うち政府保証債は、独立行政法人、特殊会社等の機関が個々の設立根拠法に基づいて発行する債券のうち元金及び利子の支払を政府が保証しているもので、政府保証の法的根拠については各機関の設置法において明記されております。また我が国の地方公共団体保証は、契約に基づき貸出金の元金及び利子の支払を我が国の地方公共団体が保証しているものです。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2019年3月末			2020年3月末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロスの再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	265	—	265	248	—	248
グロスの与信相当額(A) + (B) (C)	265	—	265	248	—	248
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案前の与信相当額(C) - (D) (E)	265	—	265	248	—	248
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	265	—	265	248	—	248
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案後の与信相当額(E) - (F) (G)	265	—	265	248	—	248

(注1) 与信相当額は、カレントエクスポージャー方式を用いて算出しています。

(注2) クレジット・デリバティブ取引の取扱いはありません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、派生商品取引として、固定金利タイプの住宅ローン取扱いに伴う金利変動リスクを避けるため、金利スワップ取引を利用しています。

金融派生商品取引においては、信用度の高い金融機関を取引相手とするとともに、与信集中回避・リスク分散を図るため、他の与信取引と合算して総与信額を把握し、管理しています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。



## 自己資本の充実の状況

### (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

#### ① オリジネーターの場合

オリジネーターとしての証券化取引につきましては、該当ありません。

#### ② 投資家の場合

投資家としての証券化取引につきましては、該当ありません。

### (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

#### ① 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2019年3月末		2020年3月末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	43,791	43,791	48,791	48,791
非 上 場 株 式 等	128	128	128	128
そ の 他	30,000	30,000	30,000	30,000
合 計	73,920	73,920	78,920	78,920

(注1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) 「上場株式等」の区分には、上場株式のほか上場J-REIT等を計上しています。

(注3) 「その他」の区分には、労働金庫連合会への出資等を計上しています。

#### ② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
売 却 益	534	206
売 却 損	450	1,096
償 却	—	2,089

#### ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
評 価 損 益	882	△363

#### ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
評 価 損 益	—	—

### ● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「其他有価証券」については、「資金運用方針」にて運用対象、運用枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会及び経営会議にて協議し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況については、定期的に資金運用委員会、経営会議、理事会に報告しています。

「子会社株式」については、有価証券に占める割合が僅少であり、リスクは限定されています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

### (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に関する取扱いは、2019年3月末、2020年3月末ともに該当ありません。

## (9) 金利リスクに関する事項

### ① IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末
1	上方パラレルシフト	6,561	5,474	6,039	
2	下方パラレルシフト	17,392	18,491	15,974	
3	スティープ化	2,147	1,787		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	17,392	18,491	15,974	
		ホ		へ	
		2020年3月末		2019年3月末	
8	自己資本の額	299,936		293,800	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。

(注2) 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への記号は告示の様式上に定められているものです。

(注3) 「IRRBB」とは、「Interest Rate Risk in the Banking Book」の略で、金利変動に伴い、銀行勘定の金利感応資産・負債、オフバランス取引の経済的価値や収益が変動することにより生じるリスクをいいます。

(注4) 「△EVE」とは、IRRBBのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。

(注5) 「△NII」とは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

### ② 金利リスク量

(単位：百万円)

金利リスク	2019年3月末	2020年3月末
VaR(バリュー・アット・リスク)	5,787	13,174
10BPV(10ベース・ポイント・バリュー)	1,499	1,897

### ● 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としています。

当金庫のすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引を金利リスクの管理対象として、△EVE、△NII、VaR、10BPVなどを定期的に計測することにより、金利リスクを把握しています。

金利リスクを適切にコントロールするため、リスクの管理状況及び今後の対応については、毎月開催されるリスク管理委員会で協議しています。なお、リスク管理委員会での協議内容等は経営会議に対して定期的に報告しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

### ● 金利リスクの算定手法の概要

#### 1. IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

当金庫では、コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定の満期を割り当てており、金利改定の満期は平均5.011年、最長10年となっています。

コア預金モデルは、普通預金などの満期のない流動性預金について、預金種別や顧客属性別の預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を割り当てています。また、推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、過去の実績データに基づき金融庁が定める保守的な前提を反映し適切に考慮しています。

複数通貨の取扱いについては、通貨毎に算出した△EVE及び△NIIが正となる通貨のみを単純合算しています。

金利リスクの計測にあたり、割引金利やキャッシュフローにスプレッド及びその変動は考慮していません。

コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

△EVEは、2019年3月末比1,099百万円減少し、17,392百万円となりました。

△EVEは、監督上の基準である自己資本の額の20%を下回っており、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

### 自己資本の充実の状況

#### 2. その他の金利リスク計測

当金庫では、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIIに加え、VaR、10BPVなどによって金利リスクを計測し、リスク管理に取り組んでいます。

VaRについては、過去の市場の変動に基づき、統計的に今後の一定期間(保有期間)に一定割合(信頼区間)で起きる可能性のある現在価値増減額を算定するものです。当金庫では、保有期間20日、信頼区間99.0%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により月次で計測しています。

10BPVについては、金利が0.1%上昇した時の現在価値の変動額を表しており、月次で計測しています。

#### (10) オペレーショナル・リスクに関する事項

##### ●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定するリスク管理方針のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「リスク管理規程」、及び各種の事務手続規程・要領等を整備しています。

##### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。